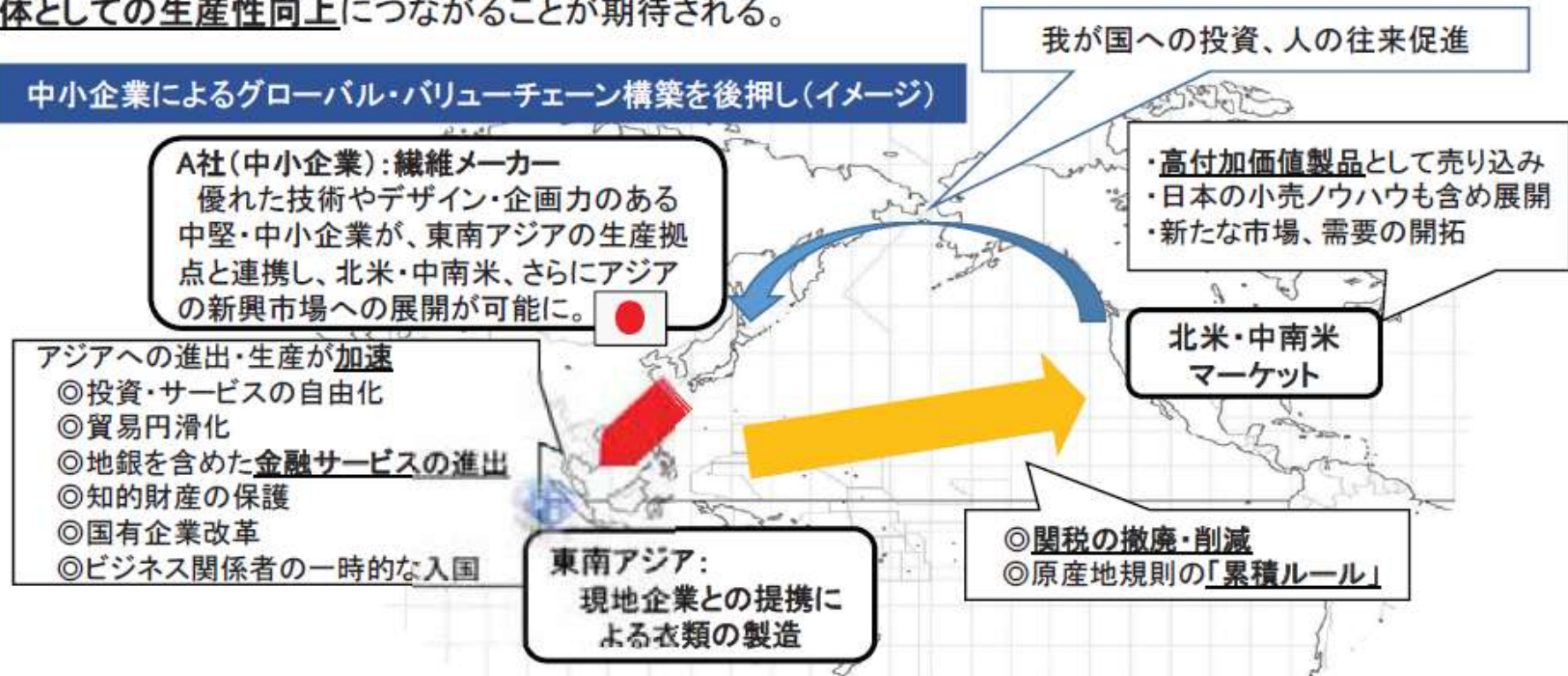


# TPPは成長戦略の重要な柱

[内閣官房作成資料]

OTPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながることが期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し(イメージ)



OTPPによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析を行い、国民にわかりやすく提示する。

TPP総合対策本部(本部長:内閣総理大臣)第1回会合(H27.10.9)にて「**総合的な政策対応に関する基本方針**」を決定。  
今後、「**総合的なTPP関連政策大綱**」を策定。



# 総合的なTPP関連政策大綱

[内閣官房作成資料]

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的な内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

## 新輸出大国

### < TPPの活用促進 >

#### 1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

#### 2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

## グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

### < TPPを通じた「強い経済」の実現 >

#### 1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

#### 2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域に関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

### < 食の安全、知的財産 >

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

## 農政新時代

### < 農林水産業 >

#### 1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

#### 2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

- ・TPP協定の締結に当たっては、協定の国会承認だけでなく、国内実施法の成立が必要である。
- ・TPP協定の締結に伴い、同協定を的確に実施するため、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うこととする。

## 1. 法案の概要

1. **原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。**(関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
2. **知的財産について、以下の規定の整備を行う。**
  - (1) 著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(著作権法)
  - (2) 発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う。(特許法)
  - (3) 商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(商標法)
3. **外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。**(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
4. **独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。**(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
5. **肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。**(畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法)
6. **国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。**(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)

## 2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(別段の定めがある場合を除く)。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要  
(関税暫定措置法、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく  
申告原産品に係る情報の提供等に関する法律関係)

[内閣官房作成資料]

## 1. 背景

TPP協定の実施に伴い、原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う必要がある。

## 2. 改正の概要

### A. 原産地手続(関税暫定措置法及びEPA申告原産品法の改正)

以下に係る手続等の規定を整備。

- ・我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関が行う調査
- ・我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税関への協力

### B. セーフガード関係等(関税暫定措置法の改正)

①TPP協定締約国からの輸入が急増した場合、②TPP協定締約国が協定に違反した場合、③TPP協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備。

### C. その他整備が必要となる規定(関税暫定措置法等の改正)

- ・TPP協定締約国から輸入される麦について、税関長の承認を受けた工場において飼料を製造する場合に限り、関税を撤廃する規定(日豪EPAに伴い導入された規定の対象にTPP協定を追加)。
- ・修繕・加工のためにTPP協定締約国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の関税を免除するための規定。
- ・農林水産省所管法律の改正等に伴う規定整備。

## 2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

## 【参考】

当資料は、内閣官房TPP政府対策本部が公表している資料の抜粋等により作成しております。  
各ページの表題に〔内閣官房作成資料〕と記載したものは、いずれも内閣官房TPP政府対策本部トップページ(URL: <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html>)から次のとおり検索できます。

### 5～12ページ、14ページ及び18ページの資料

⇒『説明会』

⇒『平成27年11月04日(水):大阪会場』

⇒『・会場配布資料(大阪・仙台・福岡・札幌)

TPP協定交渉の大筋合意関連資料【PDF:2738KB】』

### 15～17ページの資料

⇒『TPPの効果』

⇒『・TPP協定の経済効果分析について

TPP協定の経済効果分析について(概要)【PDF:801KB】』

### 19ページの資料

⇒『政府の取組』

⇒『・総合的なTPP関連政策大綱について

「総合的なTPP関連政策大綱概要」【PDF:19KB】』

### 20～21ページの資料

⇒『政府の取組』

⇒『・環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について

「概要」【PDF:857KB】』